

平成26年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（平成26年4月1日現在）

※「選考方法」欄は、市民参加条例施行規則第11条第3項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別。

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		年代別委員数														現委員数			任期	任期数				平成25年度公募状況						次期改選	備考												
				委員	うち 公募	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		不明		男性	女性	合計	1期	2期	3期	4期	募集 人数			応募者数		合格者		選考 方法	委嘱年月日	公募期間					
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		女	男											女	男	女	総数				男性	女性	男性	女性	委嘱年月日
1	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5					1	1	1	1	2	1	3								2	8	10	2年	7	2	1	0	5	8	2	6	1	4	①	平成26年1月27日	平成25年10月15日～11月5日	平成28年1月						
2	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	8					2	1	1	3	1	3		1							6	6	12	2年	7	4	1	0	8	15	6	9	3	5	①、④	平成25年10月16日	平成25年5月1日～6月3日 平成25年7月3日～7月19日 平成25年8月1日～8月14日	平成27年10月						
3	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	3					1					1	1	1	5	1					7	3	10	2年	9	0	0	1	1	3	2	1	0	1	①	平成26年2月13日	平成25年11月15日～12月5日	平成27年4月	欠員補充のため1人のみ公募。					
4	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0							1	2	2										4	1	5	2年	1	3	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成28年2月			
5	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0							1												3	2	5	2年	0	0	0	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年10月		
6	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	13	4					1				2	1	5	3							11	1	12	2年	4	2	1	5	4	5	4	1	3	1	①	平成25年度10月1日	平成25年7月15日～8月5日	平成27年10月						
7	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7					1			1	8	6	2	2							17	3	20	2年	10	8	2	0	7	9	7	2	5	2	①	平成26年1月21日	平成25年11月1日～11月29日 平成25年12月25日～平成26年1月10日	平成28年1月						
8	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0						1	5	1	11	1	3	1	2						21	4	25	2年	16	4	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年6月	本例第3条第5項第9、10号委員任期は2年。それ以外は任期がないため、任期数欄に記入せず。		
9	防災会議	地域安全課	防災会議条例	30	2						1	5	1	9	1	6	2	2	3					22	8	30	2年	20	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年12月		
10	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0									5	5			1						10	1	11	2年	6	1	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年6月		
11	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0									1		2								2	1	3	3年	3	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成28年11月		
12	はけの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はけの森美術館条例	6	2							1	1	4										5	1	6	2年	5	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成28年4月		
13	はけの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はけの森美術館条例	5	0									4	1									4	1	5	2年	1	4	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成28年3月		
14	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	3									1	3	3	1							6	3	9	2年	9	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年10月	
15	小口事業資金融資審議委員会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0									1		1	2							5	1	6	2年	2	0	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年4月	
16	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	7	2									1										2	5	7	2年	6	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年10月	
17	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5									1	1	6	1	1	4	2	1			9	8	17	2年	9	3	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年1月	
18	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4									1										8	2	10	2年	6	3	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年9月	
19	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0									1										4	1	5	2年	1	0	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成28年3月	
20	環境基本計画改訂検討委員会	環境政策課	環境基本計画改訂検討委員会設置要綱	10	3									3	1	1	2	1	1	1				7	3	10	1年	10	0	0	0	3	5	2	3	0	3	①	平成26年4月1日	平成26年1月15日～2月7日	なし						
21	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	13	4									1	1	2	1	4	2	2				8	5	13	2年	5	6	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成26年6月	
22	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法第8条	7	0									2	1			2	1	1				5	2	7	3年	1	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成28年10月		
23	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	0									1										1	1	2	3年	0	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年4月、平成28年4月		
24	障害支援区分判定審査会	自立生活支援課	障害支援区分判定審査会条例	27	0										2	3	3	6	1	5	1	1			15	7	22	2年	2	2	1	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年3月	
25	福祉有償運送運営協議会	自立生活支援課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	0									2	1	2	1							6	2	8	2年	3	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年11月	
26	児童発達支援センター運営協議会	自立生活支援課	児童発達支援センター条例	12	3																			4	8	4	8	12	2年	12	0	0	0	3	3	0	3	0	3	④	平成25年12月10日	平成25年10月1日～平成25年10月16日	平成27年12月				
27	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	20	8									2	2	1	3	4	2	1	2	1		1	9	11	20	3年	16	4	0	0	1	1	0	1	0	1	①	平成25年10月1日	平成25年7月15日～8月15日	平成27年10月	欠員補充のため1人のみ公募。				
28	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	40	0									5	2	12	4	5	6	2	2			24	14	38	1年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成27年4月	
29	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5									1		4	2	2	2	3	1			10	5	15	2年	5	5	3	2	5	4	1	3	1	3	①	平成26年2月1日	平成25年11月1日～11月29日、平成26年1月15日～1月31日	平成28年2月						
30	食育推進会議	健康課	食育基本法 食育推進基本条例	16	5									1	2	5	3	3						6	10	16	2年	13	1	1	1	5	7	1	6	0	5	①	平成26年2月1日	平成25年11月1日～11月28日	平成28年1月						

公募委員状況一覧（平成25年度）

※選考方法欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別

	附属機関等の名称	担当課	募集公募人数	応募者数			採用者		委嘱年月日	公募期間	選考方法
				総数	男性	女性	男性	女性			
1	男女平等推進審議会	企画政策課	5	8	2	6	1	4	平成26年1月27日	平成25年10月15日～11月5日	①
2	市民参加推進会議	企画政策課	8	15	6	9	3	5	平成25年10月16日	平成25年5月1日～6月3日 平成25年7月3日～7月19日 平成25年8月1日～8月14日	①、④
3	行財政改革市民会議	企画政策課	1	3	2	1	0	1	平成26年2月13日	平成25年11月15日～12月5日	①
4	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	4	5	4	1	3	1	平成25年度10月1日	平成25年7月15日～8月5日	①
5	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	7	9	7	2	5	2	平成26年1月21日	平成25年11月1日～11月29日 平成25年12月25日～平成26年1月10日	①
6	緑地保全対策審議会	環境政策課	4	5	1	4	1	3	平成26年8月予定	平成25年11月15日～12月13日	①
7	環境基本計画改訂検討委員会	環境政策課	3	5	2	3	0	3	平成26年4月1日	平成26年1月15日～2月7日	①
8	地域自立支援協議会	自立生活支援課	1	4	3	1	1	0	平成26年5月30日	平成26年2月1日～2月21日	①
9	介護保険運営協議会	介護福祉課	1	1	0	1	0	1	平成25年10月1日	平成25年7月15日～8月15日	①
10	市民健康づくり審議会	健康課	5	4	1	3	1	3	平成26年2月1日	平成25年11月1日～11月29日 平成26年1月15日～1月31日	①
11	食育推進会議	健康課	5	7	1	6	0	5	平成26年2月1日	平成25年11月1日～11月28日	①
12	児童館運営審議会	児童青少年課	3	4	0	4	0	3	平成25年7月1日	平成25年4月1日～4月22日	①
13	地域公共交通会議	交通対策課	5	10	6	4	2	3	平成25年4月1日	平成25年2月1日～2月15日	①
14	社会教育委員の会議	生涯学習課	3	5	4	1	2	1	平成25年9月9日	平成25年6月3日～6月24日	①、②
15	図書館協議会	図書館	3	14	8	6	1	2	平成25年11月1日	平成25年8月6日～9月6日	②、③
16	公民館運営審議会	公民館	3	9	6	3	1	2	平成25年9月9日	平成25年6月3日～6月24日	①、②
合 計			61	108	53	55	21	39			

パブリックコメント実施状況調査（平成25年度）

	施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表日	検討結果	実施主体
					人数	件数			
1	公共施設マネジメントの構築に向けて（案）	企画政策課	平成26年2月17日～3月17日	市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体	2	10	平成26年4月10日	修正等なし	市
2	防犯指針（案）	地域安全課	平成25年5月1日～5月31日	同上	1	1	平成25年6月11日	修正等なし	市
3	（仮称）東小金井事業創造センター条例（素案）	経済課	平成25年10月11日～11月11日	同上	0	0	平成25年11月20日	修正等なし	市
4	食育推進計画（素案）	健康課	平成25年8月19日～9月18日	同上	11	35	平成25年12月1日	一部修正	附属機関等
5	耐震改修促進計画（素案）	まちづくり推進課	平成26年2月10日～3月10日	同上	1	2	平成26年3月27日	修正等なし	市

意向調査実施状況調査（平成25年度）

施策の名称	担当課	調査目的	調査内容 (要約)	結果公表 日(予定)	調査対象	調査対象 の抽出方法	調査方法	調査期間	送付数	回答数	有効回 答率
小金井市の環境に関するアンケート調査	環境政策課	小金井市環境基本計画の改定のあたり市民から環境に係る意見をもらい、計画の内容、今後の環境政策に反映していくため。	環境保全に対する考え、日頃の環境行動等	平成27年4月1日	市内在住満18歳以上の男女	無作為抽出	郵送配布・郵送回収	平成25年9月12日～9月30日	3,000	929	31.0%
小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定のためのアンケート調査	介護福祉課	第6期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定に当たり、市民が市政に対して、どのような要望をもち、何を重要と考えているのかを把握するため。	身体状況、介護保険サービスの満足度、市への要望等	平成27年3月31日	(1) 介護保険居宅サービスを利用する第1号被保険者 (2) 介護保険施設サービスを利用する第1号被保険者 (3) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない第1号被保険者 (4) 市内に居住する第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く） (5) 市内の居宅介護・介護予防事業者、施設サービス事業者 (6) 市内の居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所に在籍するケアマネジャー	同上	同上	平成26年2月20日～3月10日	3,200	2,004	62.6%
小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）	子育て支援課	平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まるにあたり、教育・保育や子育て支援事業の市民ニーズを把握するため。	教育・保育や子育て支援事業の市民ニーズ・満足度・認知度など	未定	就学前児童の保護者	同上	同上	平成25年12月9日～平成26年1月14日	2,000	1,182	59.1%
小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童用）	子育て支援課	同上	同上	未定	小学校児童の保護者	同上	同上	平成25年12月9日～平成26年1月14日	1,500	795	53.0%
小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（中学校・高校生年代の青少年）	子育て支援課	平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まるにあたり、教育・保育や子育て支援事業の市民ニーズを把握するため。	子育て支援事業の市民ニーズ・満足度・認知度など	未定	中学校・高校生本人	同上	同上	平成25年12月9日～平成26年1月14日	1,250	459	36.7%
小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（中学校・高校生年代の保護者）	子育て支援課	平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まるにあたり、教育・保育や子育て支援事業の市民ニーズを把握するため。	同上	未定	中学校・高校生の保護者	同上	同上	平成25年12月9日～平成26年1月14日	1,250	663	53.0%
「名勝小金井（サクラ）復活事業」に関するアンケート調査	生涯学習課	平成24年度のモデル区間の整備事業に関する検証の一環として行なう。	・伐採後の改善状況 ・樹木の伐採量について ・名勝小金井（サクラ）並木の復活について	平成25年9月12日	①モデル区間の近隣住民②全市民	対象地域に戸別配布	①ポスティング ②HP・市報で案内	①平成25年6月4日～7月1日 ②平成25年6月18日～7月1日	①800	①253 ②91	①31.6%

第5期市民参加推進会議の議題と行程について

1 議題

ルーティンワークとして市民参加条例の適正な運用状況について、定期的に報告を求め、意見を言う。今期の目玉となる議題として、若い世代の市民参加についての検討を進める。(第35回議事録より。市民参加条例の適正な運用状況に第4期提言の進捗確認を含む。)

2 行程

(開催済)

平成25年10月16日(1回目)

- ・初回の説明等(委嘱状交付、条例の説明)
- ・例年の調査報告(平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、パブリックコメント実施状況等)
- ・第4期提言の進捗確認報告

平成25年12月20日(2回目)

- ・議題を決定(①若者の市民参加②市民参加条例の適正な運用状況)

平成26年3月28日(3回目)

- ・ヒアリング内容について審議

平成26年5月(ワーキンググループ)

- ・ヒアリング

(今後の予定)

平成26年5月21日(4回目)

- ・意見・提案シート
- ・例年の調査報告(平成26年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、パブリックコメント実施状況等)
- ・ヒアリング結果を踏まえて若者の市民参加について審議①

平成26年7月(5回目)

- ・個別ヒアリングの報告(予定)
- ・ヒアリング結果を踏まえて若者の市民参加について審議②
- ・附属機関等・審議会等設置運用取扱手順「意見・提案シート」について(意見を募集)

※この後正副委員長が論点整理(案)を作成

平成26年11月(6回目)

- ・若者の市民参加について論点整理(案)を審議

平成27年3月(7回目)

- ・若者の市民参加について論点整理(案)を確定
- ・附属機関等・審議会等設置運用取扱手順「意見・提案シート」について(意見を反映させたものを報告)

平成27年5月(8回目)

- ・第5期まとめ
- ・第6期への引き継ぎ事項

3 第4期の行程（参考）

平成23年7月29日（1回目）

- ・初回の説明等（委嘱状の交付、正副委員長の互選、市民参加条例の概要について、推進会議の運営等について、市民参加条例運用状況等について）

平成23年11月18日（2回目）

- ・公募市民の参加状況等について（1回目の推進会議で委員から質問があり、26市の附属機関公募委員数等を報告）
- ・第4期会議の議題について

平成24年2月10日（第3回目）

- ・附属機関等の運営状況等について（2回目の推進会議で委員から質問があり開催時間帯や保育士の配置状況等について報告）
- ・市民参加推進会議（第1期～第3期）の提言について（2回目の推進会議で委員から質問があり報告）
- ・委員3人からの提案説明（若者の地域社会への参加について、「どのようにすれば、若者の市政参加を増やせるのか」を検討するためのヒント、ワーキングでの検討テーマについて）

平成24年4月20日（第4回目）

- ・意見・提案シート（案）の取扱いについて（意見・提案シート配布開始）
- ・附属機関等の運営状況等について（3回目の推進会議で委員から質問があり庁内の附属機関等の開催曜日について報告）
- ・委員1人からの提案説明（審議会傍聴環境の整備・向上について）

平成24年5月25日（第5回目）

- ・例年の調査報告（平成24年度市民参加条例対象附属機関等設置状況、パブリックコメント実施状況）
- ・「市民意向調査」の2次分析について（浅野副委員長より平成20年度長期総合計画策定のための市民意向調査の2次分析報告）
- ・委員5人からの提案説明（公募委員を公正に選考し、選考基準を公表する、公募制度等について、市民参加による自主防災活動、子ども家庭等マイノリティの参加しやすい環境を整備する、組織から考える若者の市民参加）
- ・提言に向けた論点整理について

平成24年7月6日（ワーキンググループ）

- ・第4期推進会議の提言に向けて（論点整理）

平成24年8月21日（ワーキンググループ）

- ・第4期推進会議の提言に向けて（論点整理）

※この後正副委員長が提言案を作成

平成24年11月9日（第6回目）

- ・第4期推進会議の提言に向けて（提言案について審議）

平成25年2月8日（第7回目）

- ・第4期推進会議の提言に向けて（提言案を確定）
- ・青年の市民参加について（浅野副委員長より報告）
- ・参加型職員研修について

平成25年5月17日（第8回目）

- ・第4期まとめ
- ・第5期への引き継ぎ事項

市民参加推進会議ワーキンググループ要点記録

会の名称	市民参加推進会議ワーキンググループ（第1回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成26年5月16日（金）午後4時00分～午後5時12分		
開催場所	前原暫定集会施設2階 B会議室		
出席者	委員長	西尾 隆	委員
	副委員長	浅野 智彦	委員
	委員	赤羽 里家	委員
		古畑 昭郎	委員
		杉本 早苗	委員
		福井 高雄	委員
		川口 亜子	委員
		五島 宏	委員
		田中 留美子	委員
		河野 律子	委員
欠席者	委員	坂爪 智子	委員
		川合 修	委員
ヒアリング招待者	特定非営利活動法人ひ・ろ・こらぼ 堀井 廣子 氏		
事務局	企画政策課長補佐	中田 陽介	
	企画政策課主任	工藤 真矢	
	企画政策課副主査	津田 理恵	

【ワーキンググループ結果】

1 わんぱく夏まつりの概要

- ・1975年に開始し、今年40回目となる。8月末10日間にわたり、武蔵野公園で市民有志や子どもたちが遊具や小屋を作り、さまざまな遊び・活動を行う。やぐらを作り、そこに一晩泊って、最後の日に壊すことがメインイベントである。誰が来てもいい。毎日来てもいいし、1日だけ来てもいい場所で、楽しく遊ぶことを基本としている。
- ・市の児童館が実施する「わんぱく団」事業と現在はこがねい子ども遊パークのプレイパークも同時開催している。
- ・設立時は青年会議所がメインに関わっており、規模が大きかった。
- ・以前、前原町二丁目町会から実行委員を出していたこともある。
- ・現在はやりたい人が実行委員になる方式にしている。
- ・大学、大学生や地域の小学校が関わっていたこともある。
- ・参加者が自由にやりたいことをやる場であり、野外での社会教育の場所と考えている。参加団体が持ち込み企画を実施することもある。
- ・実行委員長は毎年異なる人が務める。20歳位の人が就任し、年上のスタッフがサポートすることも多い。これは事業が継続してきた一つの要因でもあると思う。
- ・けがやごみの処理は各自の責任としている。
- ・最近の実行委員の人数は10人弱で、様々な年齢層の委員がいる。
- ・チラシを小学校の児童全員に配布している。以前は中学校にも配布したり、掲示したりしていたが、現在はしていない。

- ・市も関わっており、一つの協働のかたちになっていると思う。市との関わり方は年々変化してきており、今は業務協力となっている。市の窓口は児童青少年課。北多摩南部建設事務所、東京都西部公園緑地事務所の協力も得ている。
- ・高校などにはいけない子やドロップアウトしがちな子どもがわんぱく夏まつりの開催期間中に、周囲に馴染み、変化していくこともあり、そのような力のある場所でもある。

2 活動していく上で困っていること、苦労していること

- ・土日に設営をし、次の土日に本まつり（メインイベント）を行う。設営には大人が関わるが、平日は仕事があるため、どうしても日程が限られる。
- ・人手や運営側の人材を集めるのに苦労している。
- ・設営には重機も使っている。重機の取扱いについて、安全を確保することも課題の1つである。
- ・次の世代につなげられていない。
- ・小学生やボランティアの中学生・高校生は塾や部活等で、一週間の日程を確保するのが難しい。また、8月31日までに終了させなければならないため、開始がお盆にかかってしまうこともある（メリットデメリット両方ある）。
- ・無料でキャンプができると思って来る人もいるが、場所を設定している人に対する配慮がないと感じる。

3 今後力を入れていきたいこと

- ・まつりの形を変えることも検討している。山、原っぱ、川を生かした場所であることは存続したい。
- ・わんぱく夏まつりをテーマに卒論を書く参加者もいた。そのような役割を果たすフィールドでもある。

4 行政との関わりについて

- ・東京都が原っぱに洪水対策の調節池を作るという話があり（1987年ごろ）、わんぱく夏まつり実行委員会も原っぱ保全運動に関わった。調節池以外にも水害を防ぐ方法はあるのではないかと思う。原っぱ（武蔵野公園くじら山下原っぱ）の存続やわんぱくの活動は、子育て、社会貢献、市民参加等、お金の換算できない役割を担っていることを、どこまで大切にできるかが重要である。
- ・最近では、規制が厳しくなり、現在は直接地面で火を起して煮炊きすることやキャンプファイヤーもできない。
- ・市との協力関係がうまくいかないときには、その時その時に話し合ったりしてきて、最近市との関係は落ち着いてきた。
- ・市が「わんぱく団」の活動と一緒に公園・河川敷の使用許可を申請している。市が東京都に申請に行くときには、実行委員会も一緒に行く。

5 質疑応答、意見等

・国際基督教大学や東京農工大学が付近にあるが、大学生とのつながりはいかがか。

→以前は子ども関係のサークルに働きかけていた。最近は大学の受付にチラシを渡している。実際に学生自体にはつながっていないと感じている。

・NPOの概略は。(NPO法人 ひ・ろ・こらぼ)

→今年12年目となる。NPO法が施行され、若い人から地域でまちづくりに参加したい、という声が出てきた時期に、若い人の活動の受け皿にもなる、まちづくりを行うNPO法人を立ち上げた。まちと人をつなぎ、人づくり・まちづくりをする、まちづくり総合コーディネーターを目標にしている。最も力を入れたのは、まちづくりコーディネーター養成講座である。まちづくりに直接関わる実践的な講座を数年間行っていた。

・他にこのようなイベントはあるか。

→聞かないが、NPO法人こがねい子ども遊パークがプレーパーク(子どもたちが自分で遊びを作り出し自由に遊べる場)を市内3箇所で定期的に行っている。

・2年前に子ども会に参加したが、地域の方と関わる機会がなく、残念に思っていた。このようなイベントはいろいろな世代が関わるので、参加したいという子ども会があると思う。子ども会とうまくつながるとよい。子どもたちにとっては仲間ができたり、他の世代と交流できる貴重な体験だと思う。

・中学生、高校生になるとやりたいことが増えてくるため、小学生のうちにつかまえておくのはよいアイデアである。

・参加者にはいろいろな世代がおり、参加者同士の交流が生まれ、つながりができるところがよい。

・このイベントが報道されることはあるか。

→小金井市でもいろいろなところで紹介している。また、神戸のほうなど遠くからも視察が来ることもある。こちらからも報道機関には、積極的にアプローチしている。

・市民参加条例を策定した時の経過を踏まえ、今の状況はいかがか。

→市民が日常的に集まって滞在する場の設置を条例に入れたが、まだ進んでいない。市民協働のあり方等検討委員会の答申にも入れた。平成21年に設置された市民協働支援センター準備室が現在も準備室のままである。市と市民がお互いに歩みよって、何かができる拠点が必

要だと思っている。また、そこを拠点にしながら、どのようにしたら市と市民の協働が進むのかを探り、少しずつでも前に進められるとよい。

小金井市市民参加推進会議

意見・提案シート

◆推進会議への検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、企画政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、推進会議で資料として配付します。

<意見>

議事録の作成・公開の迅速化

議事録は1か月以内に作成・公開してください。例えば、消費者庁の「国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会」は「会議終了後おおむね1か月以内に公表する」、北海道の「北海道景観審議会」も「会議終了後1ヶ月以内に公表する」、大垣市の都市計画景観審議会も「開催後、概ね1か月後をめぐりに」というようにしています。常識的という言葉はあまり使いたくありませんが、この件は常識の範囲内で取り組んでほしいと思います。

むしろ、なぜ1ヶ月以内に公開できないのか理由が知りたいです。

提出日 2014年 5月12日

氏名 澤田 慎一郎

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市企画財政部企画政策課 担当：工藤 津田

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9800

FAX：042-387-1224 E-mail：s010199@koganei-shi.jp

第37回市民参加推進会議

●意見・提案シートの取り扱いについて

市民参加条例第19条に、「市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議を設置する。」とあり、趣旨にも「条例の運用状況を常に検証し、市民参加条例の中に見直すべき部分があればその改正の協議を行う組織が必要である」と記されています。条例が適正に運用されているかどうかについては、推進会議の委員だけではなく、市民からの情報や提言を求めることが必要です。「意見・提案シート」は、市民の声を推進会議に反映させるための有効な仕組みとして、市民へさらに周知することが必要だと考えます。

●ルール化の提案

・当日提出された意見・提案シートは、事務局で次回までに委員に報告し、次回の議題に取り上げたいときはその旨を事務局に連絡し、審議の議題とする。

・提案者が内容を吟味するための時間を保証するため、後日メールやFAXで提出する。
意見・提案シートの存在を市民へ周知する。

・推進会議に参加出来なくても、市民参加条例について意見があれば提出できるしくみにする。

●意見・提案シートの各審議会での進捗状況について、事務局から報告してもらう。

●澤田さんからの意見・提案シートから 検討すべき課題を抽出

① 市民への認知度をたかめるために、ホームページでシートのフォーマットを設置する。

② 推進会議への提案意見があれば、傍聴者でなくとも受け付けられるようにする。

③ 傍聴者からの意見・質問をその場で直接求める。

④ 保育室の設置

すでに公民館の公的な講座で保育室が実施されているため、同じ制度の活用が可能ではないか。

⑤ 公募原稿審査結果の通知に他参加者と各項目の点数比較を掲載する

⑥ 傍聴者の録音等の許可

●林さんからの意見・提案シートから

① 第4条の「適切な時期」とはいつなのかについて検討してほしい。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

{説明文}

1・第1項は、市の説明責任を定めたもので、市民が市の施策について考え、行動する前提として、市は市民に分かりやすく十分に説明する責務を負うということです。また、当然のことですが、その説明は市の意思決定の前に行なわれるべきで、実行と並行することは想定していません。

●検討課題

- ・「適切な時期」とは「説明文」の項目で、十分納得のいく説明となっているかどうか。
- ・「実行と並行することは想定していない」、また「市の意思決定の前に行なわれるべき」とはどのように解釈すべきなのか、また具体的にどの段階を示しているのか。
- ・「適切な時期」について、上記の説明に具体的な文言を追記することが可能かどうか。

(提案者からの聞き取りによると、具体的には、給食の委託民営化について、市民への説明が行われた時は、すでに労使交渉妥結後であったため、その選択肢が狭められてしまった。)

●意見

行政が市民にその責務を果たしているかどうかについては、市民アンケートや、提案シートの活用によって状況調査し、今後も審議の対象としていただきたい。そのためにも、市民の意見や情報を反映できるしくみ「意見・提案シート」を有効に活用しながら、運用状況を検証することが必要だと考えます。